

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術

施設基準に係る手術の実施件数

(令和7年1月～令和7年12月)

区分1に分類される手術

(ア) 頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
(イ) 黄斑下手術等	0件
(ウ) 鼓室形成手術等	0件
(エ) 肺悪性腫瘍手術等	0件
(オ) 経皮的カテーテル心筋焼灼術,肺静脈隔離術	0件

区分2に分類される手術

(ア) 靭帯断裂形成手術等	0件
(イ) 水頭症手術等	0件
(ウ) 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
(エ) 尿道形成手術等	0件
(オ) 角膜移植術	0件
(カ) 肝切除術等	0件
(キ) 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

区分3に分類される手術

(ア) 上顎骨形成術等	0件
(イ) 上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
(ウ) バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	4件
(エ) 母指化手術等	0件
(オ) 内反足手術等	0件
(カ) 食道切除再建術等	0件
(キ) 同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術

1件

その他の区分に分類される手術

(その他)ア 人工関節置換術及び人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)	15件
(その他)イ 先天性食道閉鎖症根治術等	0件
(その他)ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
(その他)エ 冠動脈, 大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0件
(その他)オ 経皮的冠動脈形成術等	0件

中国四国厚生局長に届け出た手術件数の院内掲示が義務づけられています。

以上
院長